

令和6年度小金井市農業委員会活動指針

令和6年4月1日
小金井市農業委員会

小金井市農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）1条に定める目的の達成及び第6条に定める所掌事務を遂行するとともに、都市農業に関する諸課題に対応するため、令和6年度活動指針を次のとおり定める。

1 基本方針

平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、農業委員会はこれまでの法令事務に加え、「農地等の利用の最適化の推進」が必須事務とされ、生産緑地の指定や利用の促進とそれを通じた遊休農地の発生防止活動をより一層推進し、農業委員会活動を向上させていくことが求められている。

一方、小金井市では、前計画の終了にあたり、都市農業に関する期待や役割の変化などにも対応した新たな農業振興に関する将来像や施策などを定めた「小金井市農業振興計画」を令和4年3月に策定した。

また、生産緑地法の一部改正による特定生産緑地制度が平成30年4月に施行され、市では平成31年1月から特定生産緑地指定の申請受付を開始し、農業委員会も手続きに関する説明や農地の見回り等に注力してきた。さらに、平成30年9月に施行された都市農地貸借円滑化法に基づく生産緑地の貸借が市内でも成立している。

これら新たな計画及び諸制度は、今後の農業の行方を大きく左右するものであり、農地法事務を扱う農業委員会においては、農地の見回りや市内農業者への制度説明など大きな社会的役割を担っている。

このような情勢を受けて、令和6年度においては、第65回東京都農業委員会・農業者大会において決定した「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」を踏まえ、次に掲げる活動及び事業を推進する。

2 活動計画等

(1) 会議等の開催

法第6条に定める所掌事務を円滑に処理するため、毎月総会を開催する。

(2) 「行動する農業委員の活動」の推進

農業委員会活動や生産緑地の状況把握、日常的な相談活動など農業者の支援活動の充実を図るとともに、各種研修会や講習会に参加し委員の資質向上を目指す。

- ① 農地の適正な肥培管理と利用促進
- ② 地域の農地の情報収集と状況把握
- ③ 農地の貸し手・受け手の意向を情報化し、都市農地貸借のマッチング活動を推進する。
- ④ 支部別座談会を継続し、法改正の情報発信や農業経営の向上に繋がる補助制度等の周知徹底を図っていく。
- ⑤ 活動記録カードのさらなる活用により委員会活動を活発化させる。

(3) 農地等の利用の最適化を推進する活動

農業委員会法に位置づけられている「農地等の利用の最適化を推進する活動」に具体的な取組み目標を定め、農業委員会組織活動及び農業委員による地域活動を進める。

- ① 農地利用状況調査（農地パトロール）の充実及び強化
- ② 生産緑地制度の周知と追加指定の促進
- ③ 相続税等納税猶予制度の適正な運用
- ④ 都市農地貸借円滑化法の制度周知と活用の推進 など

(4) 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

上記(2)の取り組みを通じ、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	59.6 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和8年3月)	56.9 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和13年3月)	52.4 ha	0 ha	0 %

(5) 農業者や地域住民に向けた情報活動の推進

農業者には農地制度等の情報提供を行うため、啓発資料による情報提供とともに、説明会や座談会等を開催する。

- ① 農業委員会だよりの発行
- ② 農業関連イベント等における農業委員会活動の周知

③ 支部別座談会の開催

(6) 認定農業者等の支援活動

関係機関と協力し、人材の確保・育成、技術支援、情報提供等を行う。

- ① 農業後継者等の担い手を対象とした人材育成事業に対する支援
- ② 研修、相談等の経営改善事業等への支援
- ③ 農業経営改善計画の認定への支援、家族経営協定締結の促進
- ④ 施設化の促進及び基盤整備事業の支援

(7) 地域農業の確立に向けた活動

農業・農産物を内外に広く P R し、地産地消を推進するとともに、農業の発展に努める。

- ① 地場農産物の普及促進事業の支援
- ② 各種イベントへの積極的な参加や直売会を通じた農業の P R や地産地消の推進
- ③ 庭先販売所マップの活用による P R
- ④ 市報及びホームページによる情報発信

(8) 農業のある地域づくりの推進

子どもから高齢者までが身近に接することのできる都市農業について、関係機関と協力し、地域住民と協働して取組みを進める。

- ① 農業ボランティア育成・派遣事業に対する推進
- ② 小学生収穫体験や親子収穫体験に対する推進
- ③ 「食と農」に関連する事業への参加と推進
- ④ 都市農業の重要性を再確認してもらうためのイベントの推進
- ⑤ 農業絵画コンクールの開催

(9) 農政活動の推進

都市農業の維持保全と振興施策の推進のため、東京都農業会議をはじめ、他区市町村農業委員会、国、都と連携・協働し、新たな施策展開を進める。

- ① 東京都農業会議事業への積極的な参加
- ② 都市農地保全推進自治体協議会等の関係団体への協力
- ③ 農業者の意見を集約し、関係行政機関に対し意見の提出等を行う。

以上